

○法学部専門科目に関する成績評価基準のガイドライン

(平成 26 年 10 月 9 日教授会決定)

(令和 3 年 2 月 4 日改正)

I 成績評価の基準

1. 成績評価は、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行うこととする。
2. 成績評価は、11 段階に分けた「学修成果の質」に基づいて「成績のグレード」を判断し、「成績のグレード」に対応した GP を付与することを原則とする（素点はあくまで目安である）。但し、科目の特性に応じて、特定の「成績のグレード」のみを用いた 6 段階等での評価をすることを妨げない。
3. 授業の受講人数が概ね 20 名を超える場合には、履修者に付与される GP が全学ならびに対外的にも履修者の学修成果の適正な指標として用いられることに留意し、その成績分布の目安を、「A⁺」及び「A」= 5～15%（ただし、A⁺の割合は 5%以内）、「A⁻」及び「B⁺」= 10～20%、「B」及び「B⁻」= 15～40%、「C⁺」及び「C」= 10～20%とする。但し、科目の特性から相対的評価に適さない科目の場合は、この目安に関わらず、達成度に応じて評価することとする。
4. 教務委員会は、授業科目ごとの「到達目標」に基づく成績評価の結果について、必要に応じて担当教員に説明を求め、担当教員に「到達目標」の再検討を依頼することができる。

II 成績評価の方法

1. 授業ごとに、中間試験、期末試験、出席状況、レポート、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等のいずれかにより評価するかを決定する。
2. 但し、出席状況は履修者として成績評価の対象となるかどうかの判断のみに使用し、出席状況を点数化して評価に算入することはできない。
3. 具体的な評価方法は、担当教員が定める。

III シラバスへの記載方法

1. 授業担当教員は、下記の例を参考に、「成績評価の基準と方法」をシラバスに明記する。
 - (例 1) 受講人数が概ね 20 名を超えると見込まれ、試験のみで評価する場合
試験（中間試験・期末試験）によって「到達目標」の達成度を評価する。但し、A⁺の割合は履修者の 5%以内とする。
 - (例 2) 試験及び学修態度・レポートによる評価の場合
授業における学修態度（20%）、中間レポート（30%）、期末試験（50%）によって、「到達目標」の達成度を評価する。レポートでは授業で扱われた特定のテーマについての理解度を、期末試験では授業テーマ全体についての学力を評価する。
 - (例 3) 学修態度及びレポートによる評価の場合
授業回数の 3 分の 2 以上出席した者について、(1)毎回の授業における学修態度、(2)学期中に 1 回行うプレゼンテーション、(3)学期末に提出させるレポートの内容を総合して、「到達目標」の達成度を評価する。それぞれの評価の比率は、(1)30%、(2)30%、(3)40%とする。
2. 科目の特性に応じて特定の「成績のグレード」のみを用いて評価を行う授業においては、その旨シラバスで周知するか、授業開始後可及的速やかに学生に周知するものとする。